

【 検 査 】**２５３ 経過観察時における二次性高血圧症等がない高血圧症のみに対する
レニン活性等の算定について****《令和６年７月３１日》****○ 取扱い**

経過観察時における二次性高血圧症等がない高血圧症のみに対する次の検査の算定は、原則として認められない。

- (1) D008「８」レニン活性
- (2) D008「10」レニン定量
- (3) D008「14」コルチゾール
- (4) D008「15」アルドステロン
- (5) D008「15」アルドステロン（尿）
- (6) D008「29」カテコールアミン分画
- (7) D008「37」カテコールアミン
- (8) D008「45」メタネフリン・ノルメタネフリン分画

○ 取扱いを作成した根拠等

一般的にいう高血圧症は、生活習慣・食生活・遺伝的素因など様々な要因の組合わせにより発症するものを指すことが多く、このような原因が特定できない高血圧症を本態性高血圧症といい、他の疾患が原因となっている場合を二次性高血圧症という。血圧上昇を症状の一つとする疾患は、すべて二次性高血圧の原因となり、その主なものとしては、内分泌疾患、血管疾患、睡眠障害などがあげられる。

上記の各種ホルモン検査は、二次性高血圧症の原因疾患の診断ならびに経過観察に用いられる。

以上のことから、経過観察時における二次性高血圧症等がない高血圧症のみに対する上記検査の算定は原則として認められないと判断した。